

トップのための経営財務情報

第 456 号 この資料は全部お読みいただいて 110 秒以内です。

今回のテーマ： 自己株取得ルールと現状

規制緩和

就任早々麻生総理は、上場会社の自己株取得の規制緩和を打ち出しました。内容は、買付時間の制約解除と 1 日の買付け数量制限の増加（現在の 4 倍）です。

自己株取得の一般ルール

上場、非上場を問わず、会社法では、特定の条件による買取請求の他、株主総会や取締役会の決議により、分配可能額（配当可能利益）の範囲内で自己株（自社株）を取得することを認めています。

自己株取得で期待される効果

自己株取得は、株式数の減少により 1 株当たりの利益を高める効果があります。リーマン・ブラザーズショックの直後、キャノンは自己株買取り実施を発表しました。キャノンは日本経団連会長出身企業として率先のメッセージに加え、比較的有利な価格での取得、低落する株価の下支えなど、一石二鳥、三鳥の効果を検討したと見られます。

取得後の自己株

取得した自己株は、消却する場合と M&A その他に利用するため保有を続ける場合があります。多くの上場会社は保有を続け、その結果、自らが筆頭株主となっている上場会社は今年の 3 月末で 156 社、と過去最多となっていました（2008.6.20 日経新聞）。

自己株消却は投資家へのメッセージに

自己株は、消却しないと再流通する可能性があり、取得効果が株価へ反映しにくいので、投資家から具体的な用途の説明が求められます。今年 9 月までに保有する自己株を消却した上場会社は 138 社となり、消却総額は 2 兆 4 千億円を超えます。過去最高のペースです（2008.10.31 東証統計資料）。

上場会社はインサイダー取引規制条項に注意

金融商品取引法では、上場企業の開示前の重要事実情報を知りうる立場にある者（会社関係者）の自社株取引をインサイダー取引として制限しています。

重要事実とは、自社または子会社の(1)株式の発行等・自己株の取得、組織再編、事業譲渡・譲受の決定などの機関決定重要事項(2)災害や業務遂行等に起因する損害、主要株主の移動、訴訟の提起等の重要な発生事実(3)予想決算数値に関する情報(4)その他会社の運営上の重要な事実で投資家の判断に著しい影響を及ぼすもの、などです。会社関係者とは、会社の役員従業員の他、会社の帳簿を閲覧できる株主、会社と契約関係にある者、会社関係者でなくなっても 1 年以内の者などが該当します。

お見逃しなく！

形式要件で違反判断

形式的な要件に合致すれば、悪意が無くてもインサイダー取引になります。自己株取得では、会社自体も当事者です。公表前の重要事実がありながら買取りを実行した場合は、インサイダー取引に該当します。関係者個人の利益と直接結びつかないため、インサイダー条項を失念したと見られるケースがあります。他の部署が計画中の小規模子会社の解散の情報を知らずに自己株を取得した結果、インサイダー取引に該当するとして、課徴金納付命令勧告が出されました。

インサイダー情報管理部署の必要性

重要事実の決定は、取締役会のみならず、経営会議等による決定も含みます。社内情報をインサイダー取引管理者（部署）に集約し、取締役会で自己株取得の実施決定や自己株取得を実行する際には、開示前の重要事実がないか速やかに確認ができる体制を整備する必要があります。